

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K02048

研究課題名（和文）ポスト特別措置法時代における被差別部落出身者のアイデンティティ形成に関する研究

研究課題名（英文）Research on the identity formation of discriminated Buraku people in the post-Special Measures Law era

研究代表者

内田 龍史（UCHIDA, RYUSHI）

関西大学・社会学部・教授

研究者番号：60515394

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：主な研究成果としては、被差別部落出身であることを卑下することなく、肯定的なアイデンティティを形成する営みが連綿と続いており、その営みのもとで肯定的なアイデンティティ形成に至った被差別部落出身あるいはそこに居住する若者たちが存在することが確認できた。その要因として、家族・部落解放子ども会・学校などにおいて、部落差別の不当性を学ぶとともに、被差別部落出身であることを卑下する必要がないことを学ぶ機会が提供されていること、さらには青年部活動などの地域を越えた部落解放運動のネットワークにより、肯定的なアイデンティティ形成に至るプロセスを確認することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、「部落民」としての肯定的なアイデンティティが形成されていく過程を、主に被差別部落出身の若者への生活史聞き取り調査を実施することで明らかにし、さらにはそれを可能にする要因群を析出することを目的としていた。「日本社会」における典型的なマイノリティである「部落民」を事例とした本研究は、さまざまな差別事象が生起している現代社会において、多様なマイノリティの人びとが、肯定的な社会的アイデンティティを形成していくための戦略や社会運動、さらにはマイノリティ政策や差別撤廃のための公教育のあり方などについて、大きな示唆を与えると考えられる。

研究成果の概要（英文）：As a major research finding, it has been confirmed that a continuous effort to form a positive identity without denigrating their background as discriminated Buraku people has led to the presence of young individuals from Buraku or residing there who have achieved a positive identity formation. Factors contributing to this include opportunities to learn about the injustice of Buraku discrimination and the unnecessary nature of demeaning one's background in family, Buraku liberation children's groups, and schools. Additionally, the network of Buraku liberation movements, including youth activities transcending local boundaries, has been observed as facilitating the process of positive identity formation.

研究分野：社会学

キーワード：部落問題 部落差別 アイデンティティ マイノリティ 生活史

1. 研究開始当初の背景

近年、日本社会において、「ネット右翼」などに代表されるようなインターネット上のみならず、「在日特権を許さない市民の会」の活動などによって外国人に対する差別扇動（ヘイトスピーチ）が、公然と行われるようになってきた。これら歴史修正主義を源流とする日本型排外主義のターゲットとなっているのは必ずしも在日外国人だけではなく、真偽を問わず「特権」と称されるさまざまな施策の対象となるマイノリティに対して差別言動が行われており、包括的な差別禁止法制定の必要性が叫ばれている。

部落差別問題においても、1969年の「同和対策事業特別措置法」制定以降、本格的に同和対策事業が実施されてきたが、施策の対象としてカテゴリー化された「同和地区」あるいは「同和地区住民」に対して実施されるさまざまな特別対策は、その施策の対象となり得ないとする人々などからの反発もあり、「ねたみ意識」とも称される「逆差別」意識が生み出されてきた。そうした「逆差別」言説は、2002年に同和対策事業に関する特別措置法が期限切れを迎えて久しい近年の意識調査においても「自由記述」欄などにおいて頻繁に見られるほか、インターネット上の部落問題に関する書き込みや、関連するニュースへのコメントなどにも頻出するなど、部落出身者に対する差別的な言説の一翼を担っている。

「逆差別」など、部落差別における「新しいレイシズム」とも言うべき言説に加え、1936年に中央融和事業協会が融和事業を実施するための基礎資料として作成した「全国部落調査」をもとに、現在の地名やそこに居住する人に多い名字まで加えられたリストがインターネット上で公開され、さらには部落解放運動に関係する人物一覧として名前・住所・電話番号なども本人の同意なしに公開されるなど、悪質な身元暴き・アウティングなどの差別行為が生じている。こうしたインターネット上の差別行為に対応するために、2016年12月に部落差別解消推進法が成立するなど、情報化社会における差別の拡散と、それへの対応が模索されてきた。

こうした社会的状況のなかで、日本社会における典型的な被差別マイノリティである部落出身者の肯定的な社会的アイデンティティは、いかにして形成されているのだろうか。

これまで筆者は、部落解放運動と同和教育を両輪とし、それを財政的に支援する同和行政など、肯定的な「部落民」アイデンティティを形成するための制度を明らかにしてきたが、上述した特措法期限切れ後の行財政改革の流れの中で、それらが縮小・解体傾向にあること、さらには情報化社会において差別の拡散が懸念されるなかで、今後、部落出身であることを否定的にとらえざるをえない人びと、あるいは部落出身であることを表出できない人びとが増加する可能性は否めない。

しかしながら、それでもなお、肯定的な社会的アイデンティティを形成し、それを表出している部落出身の若者たちが存在することも事実である。マイノリティの人びとの社会的アイデンティティの表出は、多様性が尊重される「共生社会」の実現のための大前提であるが、そうした社会的アイデンティティを表出しているマイノリティの若者たちが、いったいなぜ、どのようにして存在するのか、本研究の核心をなす「問い」であった。

2. 研究の目的

同和問題解決のための特別対策としての特別措置法が2002年に期限切れを迎え、「部落民」としての肯定的な社会的アイデンティティを形成するための制度的な支えが縮小・解体傾向にあるなか、インターネットなどの情報技術の進展に伴い、部落出身者などのマイノリティに対する身元暴き・アウティングといった差別行為がより容易に拡散される時代となっている。

本研究は、それでもなお「部落民」としての肯定的なアイデンティティが形成されていく過程を、主に被差別部落出身の若者への生活史聞き取り調査を実施することで明らかにし、さらにはそれを可能にする要因群を析出することを目的とする。「日本社会」における典型的なマイノリティである「部落民」を事例とした本研究は、現代社会を構成する多様なマイノリティの人びとが、肯定的な社会的アイデンティティを形成していくための戦略や社会運動、さらにはマイノリティ政策のあり方について、大きな示唆を与えると考えた。

3. 研究の方法

ポスト特措法時代において、被差別部落出身であることをカムアウトしている若者を対象として、生まれ育った地域、家庭環境、部落解放運動とのつながり、学校教育の状況、進路達成状況、部落出身者としての自覚とカミングアウト、部落差別解消に向けての今後の展望などに関する生活史聞き取り調査、ならびに調査対象者の生育歴に関する関係者に対する調査を実施することで、肯定的なアイデンティティが形成されていく過程と、それを可能にする要因群を析出することを試みた。

なお、2020年以降の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、予定どおり生活史聞き取り調査を実施することが難しかったため、2年間研究期間を延長し、一部、研究協力者に生活史聞き取り調査を委託した。

4. 研究成果

2019～2023 年度にかけて、部落解放運動関係者など、これまでの筆者の研究によって培われてきた人的ネットワークを通じて調査を実施することにより、被差別部落にルーツを持つあるいは被差別部落に居住した経験を持つ若者 40 数名、さらには親世代や教育関係者など 10 数名に生活史聞き取りを中心とする調査を実施した。年代はおおむね 10 歳代から 30 歳代前半であり、調査対象者の居住地域は東京都・新潟県・愛知県・大阪府・兵庫県・鳥取県・福岡県・大分県・熊本県である。

それらに加え、研究期間中に栃木県・埼玉県・東京都・長野県・三重県・滋賀県・京都府・奈良県・大阪府・兵庫県・和歌山県・高知県・広島県・福岡県・大分県・熊本県・宮崎県などの各地の部落や部落解放運動の状況を関係者から聞き取ることができた。

さらに、進学・就職など進路を切り開くためのペーパーテストで把握できるいわゆる「受験学力」だけではなく、部落差別と向き合い、その克服を目指す「解放の学力」形成のために取り組まれてきた地域教育の取り組みなどについて、大阪府内 2 ヶ所、滋賀県内 1 ヶ所をフィールドとしてその現代的あり方についての研究を進めた。

(1) 主な研究成果としては、部落解放運動を中心とする人的ネットワークによって聞き取り調査が可能になったという点は考慮に入れなければならないとは言え、研究当初の目的であった、被差別部落出身であることを卑下することなく、肯定的なアイデンティティを形成する営みが連綿と続いており、その営みのもとで肯定的なアイデンティティ形成に至った被差別部落出身あるいはそこに居住する若者たちが存在することが確認できた。

(2) その要因としては、家族・部落解放子ども会・学校などにおいて、部落差別の不当性を学ぶとともに、被差別部落出身であることを卑下する必要がないことを学ぶ機会が提供されていること、さらには「差別に負けない」「解放の学力」を身につけた若者たちを育成するために、各地域の部落解放運動を中心とする家族・学校・地域のネットワークが特措法期限切れ後も維持されている地域が少なからずあること、あるいはそうしたシステムがそもそもない、あるいは特措法期限切れ後に解体した地域においても、家族、地域住民、学校教員などによる個別の働きかけ、さらには青年部活動などの地域を越えた部落解放運動のネットワークにより、肯定的なアイデンティティ形成に至るプロセスを確認することができた。

(3) さらに、若者世代とその親にあたる世代との世代間比較(杉本・内田・花田, 2023)を行うこともできたが、部落差別の経験やそれへの対抗のあり方、向き合い方は、世代によって大きく異なっており、部落差別による進路の制限に否応なく向き合わざるを得なかった親世代と比較して、本研究の聞き取り対象となった世代においては、そもそも生まれ育った地域を離れることが前提であるような進路を展望している場合には、相対的に部落出身であることの意味づけが低下する可能性にも言及した。とは言え、その場合においても自らの出身を卑下することはなく、差別を撤廃しようとしてきた親世代の生きざまを理解していた事例であった。

(4) 他方でかように被差別部落出身であることを卑下することなく、肯定的なアイデンティティ形成をうながされた若者層においても、さまざまな部落差別を経験していることも明らかになった。調査の過程で明らかになったことのひとつとして、人種・ジェンダー・セクシュアリティに関する差別を明らかにすることを目的とした概念として、近年注目されているマイクロアグレッション概念に該当する事例が、部落差別においても生じているということであった。そこで、生活聞き取り調査の一つの主題として、被差別部落出身の若者が経験するマイクロアグレッションの内実を描き出すことを試み、その一端を、内田(2023b)などで発表した。

マイクロアグレッションには、「マイクロインサルト(侮辱)」と呼ばれるたいてい無礼で気遣いのないコミュニケーション、差別の対象となる人びとの出自や文化の価値を貶めるもの、「マイクロアサルト(攻撃)」と呼ばれるたいてい意識的で明示的な軽蔑を含み、特定個人に狙いを定めて暴力的な言動をしたり、攻撃的な環境をつくる、蔑称で呼ぶ、避ける、差別目的の行為、

「マイクロインバリデーション(無化)」と呼ばれる差別の対象となる人々の心理状態や考え方、感情、経験を排除、否定、無化するという3つの表れ方があり、とくに、「マイクロインサルト(侮辱)」や「マイクロインバリデーション(無化)」は、悪意なくなされることが多く、あからさまな差別として認識したり、対処がしにくいゆえに、マイノリティの人びとにモヤモヤ感を与え、メンタルヘルスに悪影響を与えることが知られている。部落差別も、差別を容認する法的な根拠はなく、あからさまな差別言動は減少してきたと言えるが、部落差別の文脈で言えば、部落差別をことさら取り上げないでだまっておけば問題は解決するなどとする「寝た子を起こす論」に代表されるような「マイクロインバリデーション」(無化)事例が特徴的であり、多くの若者たちが、学校で行われる部落問題学習や人権学習などに対するクラスメイトの無関心や拒否反応をその事例として指摘していたことが象徴的であった。

なお、これらの調査結果については、研究期間終了後にも引き続き単行本として発行するための準備作業を進めている。

(5) また、匿名ではなく、実名と顔写真を出して良いとした調査対象者 12 名の聞き取り内容

は、雑誌『部落解放』（解放出版社）に生活史聞き取り調査の内容をインタビュー結果としてまとめたものを発表し、若者層が経験している部落差別経験の一端を明らかにすることができた（内田,2020:2022a:2022b:2023a）。

<文献>

- 内田龍史 2020年『被差別部落マイノリティのアイデンティティと社会関係』解放出版社。
内田龍史・妻木進吾・齋藤直子 2020年「部落差別事象の現状把握と対応をめぐる諸課題」『部落解放研究』213号:44-68。
内田龍史,2020「はじめに 「部落問題と向きあう若者たち」によせて」『部落解放』788号:12-13。
内田龍史,2022a「はじめに 「部落問題と向きあう若者たち」によせて」『部落解放』821号:12-13。
内田龍史,2022b「はじめに 「部落問題と向きあう若者たち」によせて」『部落解放』823号:12-13。
内田龍史,2023a「はじめに 「部落問題と向きあう若者たちXI」によせて」『部落解放』8247号:12-13。
内田龍史,2023b「部落差別におけるマイクロアグレッションとは？」『ヒューマン・アルカディア』（福岡県人権啓発情報センター）Vol.93:3-6
杉本学・内田龍史・花田昌宣,2023「熊本県部落出身家族のライフヒストリー - 2 家族 3 世代の聞き取りから」『社会福祉研究所報』（熊本学園大学）第51号:19-38。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 内田龍史	4. 巻 847号
2. 論文標題 「はじめに 「部落問題と向きあう若者たち11によせて」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『部落解放』	6. 最初と最後の頁 12-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田龍史	4. 巻 837号
2. 論文標題 「部落問題に関する若者世代の現状と「若者世代・世代間交流プログラム」の意義」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『部落解放』	6. 最初と最後の頁 11-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田龍史	4. 巻 93
2. 論文標題 「部落差別におけるマイクロアグレッションとは？」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『ヒューマン・アルカディア』	6. 最初と最後の頁 3-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 杉本学・内田龍史・花田昌宣	4. 巻 51
2. 論文標題 熊本県部落出身家族のライフヒストリー - 2家族3世代の聞き取りから	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 社会福祉研究所報	6. 最初と最後の頁 19-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 内田龍史	4. 巻 82
2. 論文標題 部落差別解消推進法第6条に基づく部落差別実態調査の意義と課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 関西大学人権問題研究室紀要	6. 最初と最後の頁 29-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.32286/00025451	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 内田龍史・妻木進吾・齋藤直子	4. 巻 213号
2. 論文標題 「部落差別事象の現状把握と対応をめぐる諸課題」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『部落解放研究』	6. 最初と最後の頁 44-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件(うち招待講演 1件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 内田龍史
2. 発表標題 日本社会における部落差別と全国水平社創立の意義
3. 学会等名 衡平運動100周年学術大会(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 内田龍史
2. 発表標題 部落問題に関する約半世紀間の意識の変容 大阪府における同和・人権問題に関する意識調査から
3. 学会等名 関西社会学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 シンギンジュ編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 衡平運動記念事業会	5. 総ページ数 354
3. 書名 衡平運動 100年の記憶と実践	

1. 著者名 部落解放同盟大阪府連合会編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 解放出版社	5. 総ページ数 667
3. 書名 大阪の部落解放運動 一〇〇年の歴史と展望	

1. 著者名 朝治 武、黒川 みどり、内田 龍史	4. 発行年 2022年
2. 出版社 解放出版社	5. 総ページ数 550
3. 書名 現代の部落問題	

1. 著者名 朝治 武、黒川 みどり、内田 龍史	4. 発行年 2022年
2. 出版社 解放出版社	5. 総ページ数 546
3. 書名 戦時・戦後の部落問題	

1. 著者名 内田 龍史	4. 発行年 2020年
2. 出版社 解放出版社	5. 総ページ数 358
3. 書名 被差別部落マイノリティのアイデンティティと社会関係	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>マイノリティの若者の自己肯定感を調査 共生社会への一助へ https://www.sekaiwokaeyo.com/theme/k0803/ 内田龍史研究室 http://www016.upp.so-net.ne.jp/ryu_shi/</p>
--

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------